

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「運営に必要な各種活動の理解」教材

施設管理の 活動

**避難所で行う「施設管理の活動」
何を管理したらよいでしょうか？**

- 参加者の皆さんに、避難所での「施設管理の活動」と聞いて、何を管理するのか、問いかけましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

施設の点検



施設の点検の様子（熊野東防災交流センター）

■具体的な取組み

- 生活環境全般の整備
- ペットの受入れ環境整備
※ペットを受入れる避難所のみ
- 居住空間・共有空間の安全確保
- 防火・防犯の見回り

■対応のポイント

- 生活環境を維持するため、**ライフライン等の設備の管理（定期的な点検等）**
- ペット飼育者とともに、**飼育環境の整備や管理**
- またペット飼育者に対して**ペットの飼育ルールの呼びかけ**
- 火気の取扱いや防犯の**ルールの周知・徹底**
- 夜間の定期的に見回りを行うなど、**防火対策、防犯対策を実施**

【説明内容】

- 避難者の**生活環境を維持していくために、ライフライン等の設備の管理**をしていくことが必要です。
- そこで、ライフラインについては、定期的に点検を行い、必要に応じて、代替手段を活用することが重要です。
- また、**ペットと同行して避難してくる人のために、ペットの受入れ環境を整備**することが必要です。
- そこで、避難所にあるもので、ペット飼育者とともに、飼育環境の整備や管理、また動物が苦手な避難者もいるので、ペット飼育者に飼育ルールの呼びかけを行うことが重要になります。
- さらに、避難所内の安全確保のために、**避難者への防火・防犯の呼びかけ、定期的な巡回**などを行うことが重要になります。
- そこで、火気の取扱いや防犯のルールについての周知・徹底を行うとともに、夜間は戸締りをしたり、警察や消防団とも連携して、定期的な見回りを行うことが重要です。

生活環境全般の整備 について

- まず「生活環境全般の整備」についての説明

③施設管理班がすること

施設管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが重要な役割となります。
そのために、具体的には下記4つの業務を実施します。

1.生活環境全般の整備

2.ペットの受け入れ環境整備

3.居住空間、共有空間の安全確保

4.防火・防犯のための見回り

定期的な班会議を行うなどして、施設管理班内の情報共有をしっかりと行いましょう！

45

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p46～47

1. 生活環境全般の整備

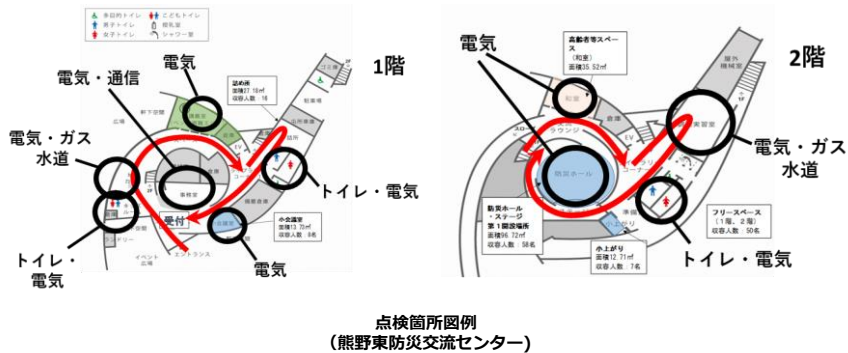
【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp46～47の内容、

1. 生活環境全般の整備

- について、説明します。

■設備の点検ルートと点検箇所を示した図例



【説明内容】

- 生活環境を良好に保つために、避難所で電気、ガス、水道、通信が使えるかどうか、定期的な点検を行うことが必要です。
- そこで、避難所レイアウト図を活用して、あらかじめ、どこで何を点検するか、決めておきます。
- いざ、災害が起きたときには、この点検箇所図に従い、円滑に点検ができるようにします。
- もし、ライフラインが停止し、利用できない場合は、何がどこまで利用できないかを整理し、避難所の代替手段を活用するか、あるいは市町職員に、復旧に向けた相談をします。

■代替手段の例



左：非常用発電機 右：災害用トイレ
(熊野東防災交流センター)



左：防災行政無線 右：ストーブ (空調器具)
(落合小学校)

【説明内容】

- もし、ライフラインが利用できなくなった場合の手段のひとつとして、代替手段を確保し、使えるようにすることがあります。
- 平時から、避難所にどんな代替手段があるのかを確認しておくようにしましょう。
- もし代替手段があるのであれば、その使い方や使用上の注意点、保管場所などについても、あらかじめ確認しておいて、災害時にもすぐに使えるようにしておくようにしましょう。
- 写真は、代替手段の例です。
- 災害時にライフラインが停止した場合は、こうした代替手段を活用して、対応していきます。
- 避難所に代替手段がなければ、市町職員に代替手段の確保や今後の復旧について、相談します。

ペットの受入れ環境整備 について

※ペットを受入れる避難所のみ

- 続いて、避難所の「ペットの受入れ環境整備」の説明をします。
※ペットを受入れる避難所に限ります。

③施設管理班がすること

施設管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割となります。
そのためには、具体的には下記4つの業務を実施します。

1.生活環境全般の整備

2.ペットの受け入れ環境整備

3.居住空間、共有空間の安全確保

4.防火・防犯のための見回り

定期的な班会議を行うなどして、施設管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

45

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p48

2. ペットの受け入れ環境整備

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp48の内容、

2. ペットの受け入れ環境整備

- について、説明します。



※ここはペットを受入れる避難所のみ説明します。

【説明内容】

- 避難所には、ペットを連れて避難してくる人もいますが、その一方で、動物が苦手という人もいます。
 - そのため、お互いにとって、よりよい生活環境を提供できるよう、整備することが必要になります。
 - そこで、避難所のペット受け入れ場所を確保して、ペットを受入れるための環境整備を行うことが重要になります。
 - 環境整備は、たとえばペット用のケージや、エサを入れるための受け皿など、避難所があれば、それらを活用して行います。
 - 写真は熊野東防災交流センターの例です。ここでは、ペット用のケージがあり、避難所として開設後、写真のように設置して、ペットを受入れられるようにします。
 - また、ペットを受入れる際には、避難所の受付で、ペットの登録台帳に記入してもらいます。
- ※ペットの登録台帳を示しながら説明します。
- ペット登録台帳には、ペットの種類や特徴、飼い主の連絡先などを記入し

てもらいます。

- ちなみに、熊野町の熊野東防災交流センターでは、ペットを受入れる際の、受付からペット受入れ場所までの動線も設定しています。
 - また、ペットの飼育ルールを伝え、他の避難者に迷惑がかからないように、原則として、飼育者自身が、管理することを伝えます。
- ※ペット飼育ルールを示しながら説明します。
- ペットの受入れ環境の管理については、飼育者同士の協力のもと、行うことを伝えます。
 - 避難所運営組織としては、ペットの管理状況について、定期的を確認したり、支援したりすることが重要になります。
 - ペットの飼育者の方々と、避難所運営組織で、飼育ルールについて、定期的を確認、検討して、お互いによりよい環境になるようにしましょう。

防火・防犯対策 について

- 避難所の「防火・防犯対策」の説明

③施設管理班がすること

施設管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが重要な役割となります。
そのためには、具体的には下記4つの業務を実施します。

- 1.生活環境全般の整備
- 2.ペットの受け入れ環境整備
- 3.居住空間、共有空間の安全確保
- 4.防火・防犯のための見回り

定期的な班会議を行うなどして、施設管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

45

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p49～51

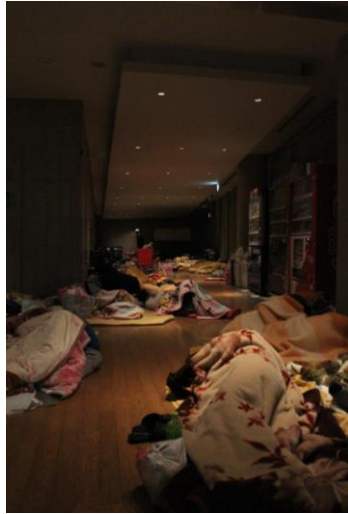
3. 居住空間、共有空間の安全確保
4. 防火・防犯のための見回り

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp49～51の内容、

**3. 居住空間、共有空間の安全確保
4. 防火・防犯のための見回り**

- について、説明します。



夜の避難所

出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：宇城市

■防火・防犯のポイント

【1】防火の対策

- 原則、居住間での火気取り扱いは禁止する。
- 当番を決めて、自主検査表に基づき毎日検査をしてもらうよう呼び掛ける。
- 火気を取り扱う場所には、消火器と消火用バケツを設置する。

【2】防犯の対策

- 女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため見回りを行う。
- 当番制で、防火・防犯の見回りに協力してもらえるよう避難者への呼びかけを行い、協力依頼をする。
- 原則、夜間に複数人のチームで避難所内外の見回りを行う。
- 腕章やビブス（ゼッケン）などを着用した上で、見回りを実施するよう依頼する。
- 見回りにおける確認においては、夜間の扉の閉鎖や必要な施錠がされているかどうかのチェックも含めて行う。

出典：広島県「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」ポイント集

【説明内容】

- 避難所で、避難者が安心して生活するためには、安全が確保されている必要があります。
- そこで、避難所で防火・防犯のための取組みを行うことが重要です。
- 防火・防犯の取組みとしては、まずは、火気使用や戸締りのルールを検討し、情報担当班を通じて、避難者に周知します。
- また、トイレや更衣室、洗濯場等、共有空間については、男女のスペースを別にするほか、照明や防犯ブザーを設置するなどの対応をします。
- 避難所に照明や防犯ブザー等がない場合は、食料・物資担当班を通じて、調達してもらいましょう。
- 戸締りも徹底しましょう。
- さらに、避難者とも協力して、防火・防犯のための見回りを定期的に行います。
- 見回りをするにあたっては、何時に、どこを見回るか、何を確認するかを決めたうえで、ルート図を作成するとよいでしょう。
- 特に、照明が届かないような暗がりや、死角になるような場所は、必ず確認するようにしましょう。

- また見回りの当番体制を整備するようにしましょう。